

特別区全国連携プロジェクト令和8年度魅力発信イベント業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、特別区全国連携プロジェクト令和8年度魅力発信イベント業務委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、公益財団法人特別区協議会プロポーザル方式実施要綱（平成27年常務理事決定27協総総第220号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

特別区全国連携プロジェクト令和8年度魅力発信イベント

(2) プロポーザルの実施形式

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別紙1「要求水準書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年7月1日から令和8年12月28日まで

(5) 担当部署

公益財団法人特別区協議会 事業部事業推進課

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館4階

電話 03 (5210) 9080 FAX 03 (5210) 9873

3 プロポーザル参加資格要件

(1) 事業者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

ア 対象となる契約案件の業務について、公益財団法人特別区協議会（以下「協議会」という。）の競争入札参加資格を有していること。

イ 契約を締結する能力を有しない者に該当しないこと。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条1項各号に掲げる者に該当しないこと。

オ 協議会の指名停止を受けていないこと。

カ 公益財団法人特別区協議会契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年2月4日理事長決定）による入札参加除外者でないこと。

キ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(2) 上記（1）アの資格要件を満たさない者であっても、参加申し込みの際に次に掲げる書類の提出があった場合は、同項の資格要件を満たす者として取り扱うことができる。

ア 登記簿謄本（履歴事項全部証明書（法人に限る。発行後3か月以内のもの））

イ 商号登記簿謄本（履歴事項全部証明書（個人で商号を用いる者に限る。発行後3か月以内のもの））

ウ 身分（身元）証明書及び後見登記簿ファイルに成年被後見人、被補佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書（個人に限る。発行後3か月以内のもの））

エ 財務諸表（貸借対照表・損益計算書（直前決算のもの））

オ 納税証明書（納税証明書その3（未納の税額がないことの証明（法人の場合は、その3の3（法人税と消費税及び地方消費税）、個人の場合は、その3の2（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税））））

（3）事業者が契約締結までの間に（1）又は（2）の参加資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

4 プロポーザル提案内容

別紙2「特別区全国連携プロジェクト令和8年度魅力発信イベント業務委託に係るプロポーザル提案内容書」のとおり

5 全体スケジュール（予定）

項目	実施期間又は期日	備考
プロポーザル公募公表	令和8年5月20日（水）	協議会HP
応募用書類の配付	令和8年5月20日（水）から 6月4日（木）まで	協議会HP
参加予定申請書及び質問票の提出期限	令和8年6月5日（金） 午後5時まで	電子メール
質問票の回答連絡	令和8年6月8日（月） 午前10時以降	電子メール
参加意思表明書、企業概要及び受託実績の提出期限	令和8年6月11日（木） 午後5時まで	持参または 郵送必着
参加資格審査結果通知書送付	令和8年6月16日（火）	電子メール
企画提案書、企画提案書要旨及び見積書の提出期限	令和8年6月19日（金） 午後5時まで	持参または 郵送必着
プレゼンテーションの実施通知書発送 ※選定委員会で必要と判断した事業者のみ	令和8年6月22日（月）まで	電子メール
プレゼンテーション実施 ※選定委員会で必要と判断した事業者のみ	令和8年6月24日（水）	東京区政会館 内会議室
プロポーザル審査結果通知書発送	令和8年6月29日（月）	電子メール

6 手続き等

(1) 選定委員会及び審査

特別区全国連携プロジェクト令和8年度魅力発信イベント業務委託事業者選定委員会設置要綱に規定する選定委員会（以下「選定委員会」という）が、審査を行い選定する。

なお、審査委員会は非公開で行う。

(2) プロポーザルの応募

ア 配付物

(ア) 特別区全国連携プロジェクト令和8年度魅力発信イベント業務委託に係るプロポーザル実施要領

(イ) 別紙1「要求水準書」

(ウ) 別紙2「特別区全国連携プロジェクト令和8年度魅力発信イベント業務委託に係るプロポーザル提案内容書」

(エ) 参加予定申請書及び質問票（様式1）

(オ) 参加意思表明書（様式2）

(カ) 企業概要（様式3）

(キ) 受託実績（様式4）

(ク) 企画提案書要旨（様式5）

イ 配付時期

令和8年5月20日（水）～6月4日（木）

ウ 配付物の受取方法

協議会ホームページからのダウンロードによるものとする。

（ホームページアドレス <https://www.tokyo-23city.or.jp/>）

エ 参加予定申請書及び質問票（様式1）の受付

事業者は、「参加予定申請書及び質問票」（様式1）に必要事項を記入し、令和8年6月5日（金）午後5時までに担当部署へ電子メールで提出すること。

なお、プロポーザルの応募又は企画提案書の作成に当たり疑問等がある場合は、同様式に質問事項を記載して提出すること。

オ 質問票の回答連絡

各事業者からなされた質問の内容及びその回答については、各事業者に対し、令和8年6月8日（月）午前10時以降に電子メールで連絡する。

カ 参加意思の表明方法等

(ア) 提出物

参加意思表明書（様式2）、企業概要（様式3）及び受託実績（様式4）に必要事項を記入したうえで提出すること。

なお、企業概要（様式3）には、必ず下記のを添付すること。

a 財務諸表及び年次報告書

（直近のもので、過去3年の経営状況がわかるもの） 1部

b プライバシーマーク制度認定等証明書の写し 1部

(イ) 提出期限

参加意思表明書（様式2）、企業概要（様式3）、受託実績（様式4）及び上記添付書類については、令和8年6月11日（木）午後5時までに担当部署に来館、もしくは郵送必着にて提出すること。

キ 資格審査

（ア）参加資格要件を審査し、企画提案書を提出する事業者を選定する。

（イ）資格審査の結果通知

審査結果については、令和8年6月16日（火）までに電子メールにて発送する。資格審査の結果、企画提案書を提出する事業者として選定された事業者のみが企画提案書を提出できるものとする。

なお、審査結果についての異議は認めない。

（3）企画提案書等の提出

ア 提出物

（ア）企画提案書（任意様式） 7部（会社名等記載2部、会社名等未記載5部）

（イ）企画提案書要旨（様式5） 7部（会社名等記載2部、会社名等未記載5部）

（ウ）見積書（任意様式） 7部（会社名等記載2部、会社名等未記載5部）

（エ）上記（ア）～（ウ）のデータを収めたDVD-R又はCD-R 1部

イ 提出期限及び提出方法

上記「ア 提出物」については、令和8年6月19日（金）午後5時までに担当部署に来館、もしくは郵送必着にて提出すること。

ウ 企画提案書の作成方法及び記載内容

（ア）「企画提案書」の様式については任意とするが、横書きでA4版片面印刷10枚以内にまとめること。（表紙は除く。）

（イ）文字サイズは、表紙を除き10ポイント以上とすること。

（ウ）カラー印刷は使用可とする。

（エ）「企画提案書要旨（様式5）」に記載されている5項目（本業務の実施方針、実施概要案について、事業概要、追加提案、その他アピールポイント等）について、要求水準書に書かれた内容に従い、具体的に記載すること。

（オ）公正を期すため、社章等企業名が分かるようなものは記載しないこと。

エ 見積書

（ア）要求水準書に書かれた内容を参考に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）込価格で記入し、見積書の宛先は「公益財団法人特別区協議会理事長」とすること。

（イ）各項目の金額は消費税等を除いた額を記載すること。また、その合計額に消費税等額を加えた総合計額を記載すること。

（ウ）見積書は代表者印を押印のうえ、封緘すること。

オ 資格の喪失に関する事項

次の何れかに該当したときは、本プロポーザルに関する参加資格を失うものとする。

（ア）企画提案書の提出日、提出場所及び提出方法等が本実施要領に適合しないとき。

（イ）企画提案書の記載が本実施要領に適合しないとき。

- (ウ) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (エ) 企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されているとき。
- (オ) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (カ) 最適な提案があった事業者（以下「最適提案事業者」という。）を選定するまでの間、参加する事業者が選定委員会に対して公正な審査を妨げる行為をしたとき。

7 審査方法等

(1) 評価項目

別紙2「特別区全国連携プロジェクト魅力発信イベント業務委託に係るプロポーザル提案内容書」に記載の項目及び経費等とする。

(2) 審査方法

ア 審査は、企画提案書の書面審査及び必要に応じて個別のプレゼンテーションにより行う。

イ 上記書面審査の結果、選定委員会がプレゼンテーションを行う必要があると判断した事業者には、実施会場・開始時間等の詳細を通知する。

なお、プレゼンテーションの日程は、令和8年6月24日（水）とする。

ウ プレゼンテーションの出席者は、合計で3名までとする。

エ プレゼンテーション時間は15分以内とし、終了後に審査委員が質疑応答を15分程度行う。

オ スクリーン・プロジェクターは協議会で準備する。プロジェクターについて、協議会から貸出可能な関連機材は、以下のとおりとする。

- (ア) プロジェクター1台（エプソン EB-435W）
- (イ) パソコンに接続するD-SUB15ピンケーブル
- (ウ) レーザポインタ1本
- (エ) PC等の電源コンセント（AC100V）

(3) 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出したすべての事業者に対し、令和8年6月29日（月）に電子メールにより通知する。

なお、参加表明者が1者のみの場合でも資格審査は実施し、審査の結果、適切な参加事業者がいなかった場合、再募集を行う場合がある。

(4) 最適提案事業者の選定

審査結果を総合判定し、最高点を得た事業者を最適提案事業者として選定する。

8 審査結果の公表

審査結果については、協議会ホームページで公表する（令和8年6月30日（火）掲載予定）。最適提案事業者を選定された事業者名及び得点を公表し、それ以外の者は得点のみを公表する。

9 契約締結

選定した最適提案事業者と契約案件の仕様内容を協議し、契約担当課に契約締結の請求を行うものとする。

なお、選定した最適提案事業者が辞退したとき、資格要件を欠くと判断されたとき、または契約が不調となったときは、次点者と順次契約の交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

10 その他

- (1) プロポーザルへの参加にかかる一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 各提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルの参加を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し、指名停止措置を行うことができる。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類はプロポーザルによる選定以外の目的には使用しない。
- (5) 提出期限以降における各提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 提案書作成のために取得した業務内容等の情報は、許可なく公表又は使用してはならない。